

請願番号	請願第18号	受理年月日	平成21年 2月27日
請願の件名	<p>「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願 （請願の要旨）</p> <p>今、地域のさまざまな課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっています。そのようななかで、地域に密着した公益性の高い活動が、NPO（特定非営利活動法人）、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、協同組合に参加する人すべてが、協同で出資し、協同で経営し、協同で働くかたちをとっており、「働くこと」を通じて「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けています。全国には「協同労働の協同組合」の理念で活動している人は、わかっているだけで約3万人にのぼり、事業規模は年300億円にのぼるとされています。事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、オフィスの総合管理など幅広く、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくり、フリーターや「ワーキングプア」の受け皿としても期待されています。</p> <p>しかし現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができなかったり、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。わが国でも「協同労働の協同組合」に関する法律（「協同出資・協同経営で働く協同組合法」・仮称）の法制化を求める取組みが広がり、8,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。</p> <p>地域活性化の視点からも、この法制化の流れを推し進めるため、国会でのしっかりとした議論と速やかな制定を強く要望いたします。</p> <p>「協同労働の協同組合」は、だれもが希望と誇りをもって働き、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくり、人とつながりや社会とつながりを大切にする働き方を目指しています。そして、市民主体のまちづくりを創造する市民事業をおこし、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会的連帯のなかで仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。</p>		

以上のことから国に対し、別紙の項目について、意見書を提出していただきますよう請願いたします。

－ 記 －

一、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）を早期に制定すること

紹介議員

押川修一郎
宮原 義久
外山 良治
函師 博規
権藤 梅義
新見 昌安
前屋敷恵美
川添 博

摘要